

〔事由B：生計維持者が事故又は病気により半年以上就労困難〕 家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

■全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 給付奨学金確認書【原本】	申請者→学校→JASSO（採用後）	
2. 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書【原本】	申請者→学校→JASSO	
3. マイナンバー提出書類	申請者→JASSOの指定する提出先	

※1 1と2はA4サイズに切って、学校へ提出してください（学校は2を申請時に、1を採用後にJASSOへ提出します）。

※2 1～3は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

■家計急変事由Bに対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
4. 次のすべて。【いずれもコピー可】 (1) 次の3点の記載がある医師の診断書 ① 就労困難であること ② 就労困難の期間が半年以上であること ③ 就労困難な状況が開始した年月日 (2) 傷病休職中であることの証明書 （休職開始日及び終了日の記載があるもの）	申請者→学校→JASSO	

※1 上表(2)の証明書は勤務先の任意の様式で構いませんが、勤務先が差し支えない場合はJASSO所定様式「（様式）休職証明書（家計急変採用提出用）」をご利用ください。

※2 自営業者等は上表(2)の証明書として、JASSO所定様式「（様式）事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の申告書」を作成し、提出してください。

■収入に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>5. 家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書類【コピー可】</p> <p>家計急変事由発生月の翌月分～申請月前月分</p> <p>ただし、事由発生当月又は翌月に申請する場合は、事由発生当月の1か月分</p> <p>※最大12か月分</p>	申請者→学校→JASSO	

※ 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内（家計急変採用）」24ページを参照してください。

■該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
<p>6. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類</p> <p>次の<u>いずれか</u>。</p> <p>(1) 在留カード【コピー】</p> <p>(2) 特別永住者証明書【コピー】</p> <p>(3) 住民票の写し【原本】等</p> <p>「家族滞在」の場合は、上記に加えて(4)を提出</p> <p>(4) 出入国記録の写し【原本】</p>	申請者→学校→JASSO	
<p>7. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の証明書類</p> <p>次の<u>いずれか</u>。【いずれもコピー可】</p> <p>(1) 施設等在籍証明書（施設長発行）</p> <p>(2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行）</p> <p>(3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等</p> <p>※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可</p>	申請者→学校→JASSO	

(2024.04)